

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋草学園福祉教育専門学校
設置者名	学校法人 秋草学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉科	夜・通信	1826 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712

【(3)1. 実務経験のある教員等による授業科目一覧】

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	秋草学園福祉教育専門学校
設置者名	学校法人 秋草学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.akikusa.ac.jp/akitan/index.cgi?mode=about_view
【役員名簿】

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	所沢市社会福祉協議会 常務理事	2024. 2. 21 ～ 2027. 2. 20	コンプライアンス を踏まえた私学運 営
非常勤	所沢商工会議所専務 理事	2024. 4. 1 ～ 2027. 3. 31	外部情報を踏まえ た経営への助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋草学園福祉教育専門学校
設置者名	学校法人 秋草学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取り組みの概要)</p> <p>○授業計画書(シラバス)の作成 授業計画(シラバス)には、授業科目名、担当教員名、時間数・単位数、授業の目的、授業の概要、到達目標、各回の授業内容及び方法、単位認定の方法及び基準、使用テキスト・参考文献を記載する。生徒が各授業科目の準備学習等をすすめる基本となる。また、生徒が講義の履修を決める際の資料となるとともに、教員相互の教授内容の調整、生徒による授業評価などにも活用する。</p> <p>○授業計画書(シラバス)の作成過程 厚生労働省平成30年度「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令」に基づき、教育課程編成委員会の意見を踏まえ、前年度のシラバスの見直しを行う。各科目の担当教員が「科目ねらい」・「科目概要」・「到達目標」等の実務経験を踏まえ策定する。各教科担当の作成した授業計画(シラバス)を教務主任が点検した後、校長が確認し決定する。</p> <p>○授業計画書(シラバス)公表に係る取り組みの概要 8月～10月に教員及び講師が授業計画書(シラバス)の作成をする。 3月末に授業計画書(シラバス)をホームページにて公表、生徒に提示する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712 【(2)3. 授業計画書(シラバス)】</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学習成果の評価に係る取り組みの概要)

○学修評価の方法

各授業計画書(シラバス)の「単位認定の方法及び基準」に示されている方法により評価する。

- ・各授業計画書(シラバス)に示されている到達目標に達しているか講義については学力試験、実習については実習報告及び平素の成績により行う。
- ・学力試験は、筆答・口述・発表・実技又は論文等の方法によって行い、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。試験は学期末に行う定期試験の他、各授業科目の時間内に行う場合がある。
- ・授業内外における主体的な取り組み等を授業態度として成績評価に含める場合は、最初の授業の時に補足として「成績評価の際に着目する点」及び「どのような評価をするか」などについて具体的に説明をする。

○成績評価の基準

規程及び内規に規定(学生便覧記載)している4段階で行い、優(100点80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点～0点)とする。可以上を合格として当該授業科目について履修を認定する。

○生徒への提示

規程及び内規に規定しており、学生便覧に記載している。生徒には、学生便覧及び入学時のオリエンテーションにて説明する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

管的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取り組みの概要)

○客観的な指標の評価

- ・指標は、全科目の100点満点における評定の平均とする。

○成績の分布

- ・GPA制度は導入していないが、各科目の平均点、履修すべき科目全体の平均点の表示、クラス順位及び学年順位から成績分布状況を把握し、授業の方法及び学習指導に役立てる。

客観的な指標の算出方法の公表方法

https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712
【(2)3.進級・卒業の要件等 成績評価及び卒業の認定】

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取り組みの概要)

○ディプロマ・ポリシー

本校の建学の理念と求められる介護福祉士像を基に、次の生徒像を介護福祉士育成の方針とする。

- ・実践の基となる質の高い専門的な知識と技術の習得。
- ・対象者を理解し、信頼関係を築き尊厳と自立を支援する能力。
- ・関係者と連携し、チームケアが実践できるプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力。

○卒業の認定及び要件

学則第 4 章 学習評価、課程修了の認定及び卒業(卒業の認定) 第 21 条
校長は、本校所定の全課程を修了した者に対して卒業の認定を行う。

○卒業判定の手順

学則第 4 章 学習評価、課程修了の認定及び卒業(課程修了の認定) 第 21 条 2 前項の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712
【(2)3. 進級・卒業の要件等 成績評価及び卒業の認定】

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋草学園福祉教育専門学校
設置者名	学校法人 秋草学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712
収支計算書又は損益計算書	https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712
財産目録	https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712
事業報告書	https://www.akikusa.ac.jp/akitan/index.cgi?mode=about_view
監事による監査報告（書）	https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		専門課程	介護福祉科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼夜	1946 単位時間/単位	1280 単位時間	210 単位時間	456 単位時間		
	昼間		1946 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		72人	28人	2人	10人	12人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>○授業方法及び内容 厚生労働省平成30年度「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令」に基づき作成された授業計画（シラバス）と授業計画（シラバス）に記載された事項（授業科目名、担当教員名、時間数・単位数、授業の目的、授業の概要、到達目標、各回の授業内容及び方法、単位認定の方法及び基準、使用テキスト、参考文献）に基づいて授業が運営される。</p> <p>○年間の授業計画 秋草学園福祉教育専門学校教育課程表に示されている履修方法と授業計画（シラバス）に記載されている配当学年・時期、必修・選択に基づいて授業が運営される。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学則第4章 学習評価、課程修了の認定及び卒業（学習の評価）第21条の学習の評価は、講義については学力試験により、実習については実習報告及び平素の成績により行う。</p> <p>成績の評価は、優・良・可・不可の4段階とする。可以上を合格として当該授業科目について所定の単位を与える。</p>

優(100点～80点) 良(79点～70点) 可(69点～60点) 不可(59点～0点)
 また、各授業計画書(シラバス)に単位認定の方法及び基準が示されている。
 この示されている単位認定の方法及び基準のとおり、各授業科目の学修成果の評価
 を行い、これに基づき単位の授与又は履修の認定を実施している。

- ・到達目標に対して学修成果をどのように判断するのかは【単位認定の方法及び基準】に評価比率が記載してある。
- ・成績評価は定期試験(実技・筆記)、授業内での試験、課題提出(レポート含む)、発表等を加味して評価する。(【単位認定の方法及び基準】評価比率参照)
- ・授業内外における主体的な取り組み等を授業態度として成績評価に含める場合は、最初の授業時に補足として「成績評価の際に着目する点」及び「どのような評価をするのか」等について具体的に説明をする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

○卒業の認定及び要件

学則第4章 学習評価、課程修了の認定及び卒業(卒業の認定) 第21条 校長は、本校所定の全課程を修了した者に対して卒業の認定を行う。

○卒業判定の手順

学則第4章 学習評価、課程修了の認定及び卒業(課程修了の認定) 第21条2 前項の認定は、教員会議の議を経て校長が行う。

学修支援等

(概要)

- ・個別相談、指導などの対応
- ・保護者との連携を密にし、一人ひとりに応じた対応を行う。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
25人 (100%)	0人 (%)	25人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 介護福祉関連業界			
(就職指導内容) 福祉業界との連携による「合同就職説明会」を校内にて年1回実施し、在学生全員に施設の種類の理解や職業観の育成を図っている。また、卒業生が活躍している就職先の情報収集及び提供をするとともに求人票の見方や応募書類の作成、具体的な相談・助言・心構えなど、きめ細やかに指導し就職活動をサポートしている			
(主な学修成果(資格・検定等)) 介護福祉士(受験資格)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
67 人	5 人	7.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 成績不振者に対しては、補習授業の実施と個別指導の実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
介護福祉科	200,000 円	670,000 円	260,000 円	施設設備費、実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> ・主な評価項目：教育理念、目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援等を項目として意見を伺う ・構成：自治体職員、地域住民、高校教員、業界関係、卒業生の代表者 計6名をもって構成 ・活用方法：委員会からいただいた評価を校長が責任をもって、次年度の学校運営に反映させる。また、中長期的な課題や指摘に関しては計画的に進捗状況を校長が管理していく。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
所沢市役所福祉部	2025.4.1～2027.3.31	自治体職員
柳瀬地区自治連合会	2025.4.1～2027.3.31	地域住民
埼玉県立狭山緑陽高等学校	2025.4.1～2027.3.31	高等学校教員
社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	2025.4.1～2027.3.31	業界関係
所沢市民間高齢者福祉連絡協議会	2025.4.1～2027.3.31	業界関係
秋草学園福祉教育専門学校卒業生	2025.4.1～2027.3.31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://www.akikusa-wf.ac.jp/?page_id=712

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H111320800058
学校名 (〇〇大学 等)	秋草学園福祉教育専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 秋草学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		- 人 (0) 人	- 人 (0) 人	- 人 (0) 人
内 訳	第Ⅰ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0人	0人	
	区分外 (多子世帯)	0人	0人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				- 人 (0) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲 が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人	0人
計	人	0人	0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。